感染症の予防及びまん延の防止のための指針

合同会社ラポールケア

当社(施設・事業所等)は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる介護サービス、 障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、 速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を 定める。

1. 基本的な考え方(目的)

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高いサービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画 (BCP) などのマニュアル・社内規程および社会的規範を遵守するとともに、当社における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

(1) 平常時の対策

- ① 「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する体制の構築に取り組む。
- ② 職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを 予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感感染症の 予防及びまん延の防止のための指針」を整備する。

また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定める。

- イ) 訪問時における利用者の健康管理
- ロ) 職員の健康管理
- ハ)標準的な感染予防策
- 二)衛生管理
- ③ 職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年1回以上の「研修」(含む入職時)を定期的に実施する。
- ④ 平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年1回以上の「訓練」を定期的に実施する。

⑤ 感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

(2) 発生時の対応

- ① 日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例(以下「感染事例等」という。)が発生した場合には、<u>感染対策マニュアルや業務継続計画(BCP)</u>に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。
- ② 感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。
 - イ)ケアの実施内容・実施方法の確認
 - ロ) 濃厚接触者への対応
 - ハ) 担当ケアマネージャーや保健所等の関係機関との連携
 - ニ) 行政・保健所への報告、指示に従う なと
- ③ 感染事例等が発生後は、必要に応じて管理者と協議の上、感染対策業務継続(BCP) 等に則り、以下の「連携機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやか に報告を行う。

イ)介護事業所: 居宅介護支援事業所(担当ケアマネージャー)

ロ) 主治医: 必要に応じ、主治医へ連絡

ハ)保健所: 愛知県清須保健所稲沢保健分室・連絡先 0587-21-2251

二) 指定権者: 愛知県高齢福祉課・連絡先 052-961-2111 (代表)

稲沢市高齢介護課・連絡先 0587-32-1293

その他各指定権者

<変更・廃止手続>

本方針の変更および廃止は、感染対策委員会の決議により行う。

<附則>

本方針は、2023年11月1日から適用する。